

被扶養者（異動）届に添付する書類

証明書類	被扶養者申請理由書	住民票	続柄が確認できる書類	生 計 維 持 に 関 す る 書 類									
				学 生		収入のある人			収入のない人	送金証明	失業給付受給予定者	失業給付受給者	休業補償受給者
						パート・アルバイト収入	自営業	年金受給者					
				続柄				・雇用契約書 (アルバイト収入がある場合)	・学生証 ・在学証明書	・源泉徴収票 ・雇用契約書 ・配当証明書	・確定申告書類一式 ・青色申告決算書	・年金裁定通知書 ・年金振込通知書 ・年金改定通知書のいずれか	非課税証明書
配偶者	●	●		●		●	●	●	●	○	●	●	●
18歳未満の実子		●		●		●	●						
〃 養子		●	●	●		●	●						
〃 継子		●	●	●		●	●						
18歳以上の実子	●	●		●	●	●	●		●	○	●	●	●
〃 養子	●	●	●	●	●	●	●		●	○	●	●	●
〃 継子	●	●	●	●	●	●	●		●	○	●	●	●
子の配偶者	●	●	●	●		●	●		●	○	●	●	●
実父母	●	●	●			●	●	●	●	○	●	●	●
養父母	●	●	●			●	●	●	●	○	●	●	●
継父母	●	●	●			●	●	●	●	○	●	●	●
配偶者の父母	●	●	●			●	●	●	●	○	●	●	●
祖父母	●	●	●			●	●	●	●	○	●	●	●
配偶者の祖父母	●	●	●			●	●	●	●	○	●	●	●
孫	●	●	●	●		●	●						
18歳未満の弟妹	●	●	●	●		●	●						
18歳以上の弟妹	●	●	●	●	●	●	●		●	○	●	●	●
兄 姉	●	●	●	●		●	●	●	●	○	●	●	●
その他	●	●	●	●		●	●	●	●	○	●	●	●

- 注
1. 収入のない18歳未満の実子については、上記の証明書類（住民票を除く）の添付は必要ありません。

2. 生計維持に関する書類は、それぞれに該当するものを添付する必要があります。

3. 届出をした配偶者、嫡出子を除き、被保険者との続柄が確認できる公式な証明書が必要となります。

4. 送金証明については、一括送金は不可。手渡し等で証明となるものがない場合は、不可。

5. 被扶養者の認定にあたって、上記の書類のほかに必要書類を提出していただくことがあります。
- 必要
- 別居の場合は必要